

府政原防 796 号  
令和 2 年 1 月 2 日

道府県原子力防災担当部局の長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（企画・国際担当）  
参事官（地域防災担当）  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて

平素より原子力防災対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。内閣府（原子力防災担当）においては、本年 6 月に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、関係道府県の皆様に、当面の対応や避難計画等の見直しにおける参考としていただいているます。

今般、各道府県における原子力防災訓練の実施等に際し、さらに具体的な運用方法の明確化へのニーズを関係道府県の皆様からいただいたことを踏まえ、内閣府（原子力防災担当）において、標記のガイドラインを策定しました。ガイドラインの策定に当たっては、感染症の専門家、関係機関（原子力規制庁、内閣府（防災担当）、厚生労働省、国土交通省）にも確認をしております。

関係道府県の皆様におかれでは、訓練実施等を通じて、本ガイドラインを利活用いただき、各地域の実情に合わせた原子力災害対策について検討及び準備を進めていただきますよう、お願ひいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

(問い合わせ先)  
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（企画・国際担当）付 道川、木村、岡口  
Tel : 03-3581-4230  
参事官（地域防災担当）付 中山、小林、笠原  
Tel : 03-3581-3463

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた  
感染症の流行下での原子力災害時に  
おける防護措置の実施ガイドライン

内閣府（原子力防災担当）  
令和2年1月

# 目次

はじめに.....	3
1. 防護措置の実施における全般的な対応.....	6
(1) 住民への周知.....	6
(2) 防災業務関係者の感染症対策.....	6
(3) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者の対応.....	7
2. 一時集合場所における対応.....	8
(1) 受付での対応.....	8
(2) 施設内での対応.....	8
3. 避難車両における対応.....	10
(1) 乗務員の感染防止対策.....	11
(2) 乗車時の対応.....	11
(3) 車内での対応.....	12
4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応..	13
(1) 配布時の対応.....	13
5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応..	15
(1) 検査等での対応.....	15
6. 屋内退避時及び避難所における対応.....	16
(1) 屋内退避時の対応.....	16
(2) 避難先決定時の対応.....	17
(3) 受付での対応.....	17
(4) U P Z外の避難所内での対応.....	18
7. 参考 .....	19

## はじめに

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時においては、**各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染症対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。**

内閣府（原子力防災担当）では、令和2年6月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方<sup>1</sup>を示している。本ガイドラインでは、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する際に留意すべき点等を、感染症の専門家、関係機関（原子力規制庁、内閣府（防災担当）、厚生労働省、国土交通省）の助言を得ながら、具体的に記載した。

地方公共団体等においては、訓練実施等を通じて本ガイドラインを利活用し、各地域の実状を踏まえた適

---

<sup>1</sup> 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（令和2年6月2日 内閣府政策統括官（原子力防災担当））

切な対応がとられるよう備えが進むことを期待する。

なお、原子力災害時における防護措置の実施に当たっては、原子力災害対策指針の目的にあるとおり、住民の生命、身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、本ガイドラインの内容いかんにかかわらず、現場の状況により、柔軟な対応を行うことが重要である。

また、本ガイドラインでは、特に、濃厚接触者、発熱・咳等のある者及びそれ以外の者の対応を記載しているが、自宅療養者等の陽性患者においても、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する場合があることから、原子力災害に備え、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針<sup>2</sup>等及び避難所における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる各種通知<sup>3</sup>等を参考に、地方公共団体の防災担当部局と保健所等の保健福祉部局が連携し、情報共有や、あらかじめ原子力災害時の対応・避難方法等を決めておくことが重要である。

最後に、今般の新型コロナウイルス感染症では、高齢者が重症化しやすく、致死率も高まる傾向にあるこ

---

<sup>2</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<sup>3</sup> 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A～自治体向け～ 第2版」（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長）

とが分かっており、様々にリスクを勘案し、合理的に生命・健康を守ることが重要である。これらに配慮し、今後も、新たな知見が得られることが考えられるため、本ガイドラインは、必要に応じ、見直しを行うこととする。

また、今般の新型コロナウイルス感染症を超えるような感染症の蔓延時における対応等については、必要に応じ、別途検討を行っていくこととする。

## 1. 防護措置の実施における全般的な対応

避難や一時移転等の防護措置を実施するに当たり、他者と接する機会のある防災業務関係者は、常に感染の危険性があることに注意すること。

### (1) 住民への周知

- 避難等の前に検温等の健康確認（以下「健康確認」という。）【参考<sup>1</sup>】を実施すること、避難等に際してマスクを着用すること、一定の距離を保つ、無用な会話や密を避けられない場所での飲食は控えるなどの必要な感染症対策を、あらかじめ住民へ広報すること。
- また、健康確認【参考<sup>1</sup>】を実施し、感染の疑いがある場合には、保健所等へ連絡するよう、あらかじめ住民へ広報すること。

### (2) 防災業務関係者の感染症対策

- 防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮すること。
- 防災業務関係者は、個人用防護具【参考<sup>2</sup>】を装着する、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮すること。
- 特に、不特定多数の者と接する機会のある防災業務関係者は、マスクに加えて、その他の個人

用防護具【参考<sup>2</sup>】を着用することが望ましい。

- また、新型コロナウイルス感染症は、特に、接触感染のリスクを回避することが重要であることから、介添え時等において、感染リスクのある場所を触った場合等には、手袋を消毒、交換するなどの対策を行うこと。
- 加えて、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施すること。

### (3) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者の対応

- 濃厚接触者、発熱・咳等のある者の対応については、保健所等の保健福祉部局とも連携し対応すること。

## 2. 一時集合場所における対応

本項においては、バス避難等を行う住民が一時的に滞在する場合を想定して記載することとする（家屋の倒壊等により自宅等での屋内退避が困難な住民が一定期間滞在する場合については、6. 屋内退避時及び避難所における対応を参照のこと）。

### （1）受付での対応

- 十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に受付を設置する、集合時間帯を分ける、受付に要する時間をできるだけ短くするなど、密閉・密集・密接（以下「3つの密」という。）を避けること。
- 全面緊急事態（GE）に至った以降は、必要な防護措置<sup>4</sup>を実施し、受付を施設内に移動するなど、放射性物質の放出に備えること。
- 受付では、マスク着用確認、手指消毒及び健康確認【参考<sup>1</sup>】を実施すること。

### （2）施設内での対応

- 健康確認【参考<sup>1</sup>】の結果を踏まえ、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限

---

<sup>4</sup> 「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」（平成28年1月5日 内閣府（原子力防災担当））

り分けること。別部屋で隔離できない場合は、同部屋で十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなど、感染防止に努めること。

- 全面緊急事態（G E）に至った後は、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、**感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意<sup>5</sup>しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。**
- 状況に応じた対応が円滑に行えるよう、保健所等の保健福祉部局と緊密な連携体制を保つこと。

---

<sup>5</sup> 「放射性物質の放出に注意」とは、原子力災害対策本部等からの放射性物質の放出に関する情報をテレビ・ラジオ等を通じて得た場合や、一時集合場所において防災業務関係者が携行している個人線量計等が有意な上昇傾向を示した場合には、換気を中断すること等の対応を行うことを言う。以下3. 避難車両における対応、4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応、6. 屋内退避時及び避難所における対応においても同じ。

### 3. 避難車両における対応

本項においては、代表的な広域避難手段であるバス車両における対応について記載する。

バス車内における感染症対策については、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」<sup>6</sup>「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」<sup>7</sup>も踏まえて対応すること。

なお、船舶や鉄道、福祉車両等を用いた避難においても、船舶避難においては「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」<sup>8</sup>、鉄道避難においては「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」<sup>9</sup>、及びタクシー避難においては「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」<sup>10</sup>など、各ガイドラインを踏まえて対応すること。

---

<sup>6</sup> 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」（令和2年7月21日 公益社団法人日本バス協会）

<sup>7</sup> 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（令和2年7月21日 貸切バス旅行連絡会）

<sup>8</sup> 「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（2020.05.21一部更新）」（令和2年5月14日策定 一般社団法人日本旅客船協会）

<sup>9</sup> 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（第2版）」（令和2年7月8日 鉄道連絡会）

<sup>10</sup> 「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年6月4日 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）

## (1) 乗務員の感染防止対策

- 個人用防護具（マスク、眼の防護具、使い捨て手袋等）【参考2】を着用すること。

## (2) 乗車時の対応

- 自宅や一時集合場所等で乗車するまでの間に実施した健康確認【参考1】の結果に基づき、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者がそれぞれ混在して乗車しないよう可能な限り分けること。その際、追加で必要となる場合は、車両の調整等を実施すること。
- マスク着用確認及び手指消毒を実施すること。
- 濃厚接触者、発熱・咳等のある者を輸送する場合には、可能な限り、乗車人数を抑え、ビニールシート等で区切り個々人を隔離するなど、感染予防に努めること。
- 家族や同一施設の入所者等を、隣接した席に着座させるなど、普段から行動を同一にする者がまとまって着座できるよう、可能な限り配慮すること。
- 乗務員と住民との距離を可能な限り離すこと。
- 車内においては、座席を空けるなど、可能な限り、3つの密を避けることが望ましい。【参考3】

### (3) 車内での対応

- 全面緊急事態（G E）以降に、バスや福祉車両で避難する場合には、十分な間隔の確保、マスク着用、無用な会話や密を避けられない場所での飲食を控えるなどを徹底するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、**感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。**濃厚接触者が乗車する車両、または、発熱・咳等のある者が乗車する車両の場合は、更に換気の頻度を増やすよう配慮すること。
- 全面緊急事態（G E）以降に、自家用車で避難する場合には、放射性物質が放出される事態に備え、**UPZ内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則換気は行わないこと。**
- 状況に応じた対応が円滑に行えるよう、保健所等の保健福祉部局や関係機関と緊密な連携体制を保つこと。

## 4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応

十分な間隔を確保できる広い場所での配布や、配布時間帯を分ける、配布に要する時間をできるだけ短くする、住民が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式での配布）を採用するなどにより、**3つの密を避けること。**

### （1）配布時の対応

- 全面緊急事態（G E）に至った以降は、屋内退避等の指示が出されている区域内においては、必要な防護措置<sup>11</sup>を実施し、放射性物質の放出に備えること。
- 屋内退避等の指示が出されている区域内において、屋内で配布する場合は、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、**感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。**
- 接触機会を減らすため、安定ヨウ素剤等を配布する防災業務関係者を可能な限り限定すること。

---

<sup>11</sup> 「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」（平成28年1月5日 内閣府（原子力防災担当））

- 安定ヨウ素剤の服用にかかる注意事項等が記載された資料を配付する、ポイントを絞って簡潔に説明を行う、妊婦・授乳婦及び40歳未満の者への配布を優先し緊急配布場所に集まる者を減らすなど、**3つの密を避けるよう努めること。**
- 状況に応じた対応が円滑に行えるよう、保健所等の保健福祉部局や関係機関と緊密な連絡体制を保つこと。

## 5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応

住民検査及び簡易除染（以下「検査等」という。）については、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、**3つの密を避けること。**

### （1）検査等での対応

- 住民検査を実施する場合は、健康確認【参考<sup>1</sup>】の結果を踏まえ、誘導員の指示により、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、その他の者の降車する順番を調整し検査等のタイミングをずらす、検査レーンを分けるなど、3つの密を避けること。
- なお、乗員の代表者に対する指定箇所検査は、代表者が車に乗った状態で「車両確認検査及び簡易除染チーム」が行うことも可能<sup>12</sup>であり、住民指定箇所検査の際に人を集めないよう工夫することにより、3つの密を避けることもできる。

---

<sup>12</sup> 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁放射線防護企画課（平成29年1月30日修正））P13

## 6. 屋内退避時及び避難所における対応

本項においては、3つの密の可能性が考えられる屋内退避時及び避難所における対応について記載する。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、各種通知<sup>3</sup>に加え、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」<sup>13</sup>等も踏まえて対応すること。

### (1) 屋内退避時の対応

- 放射線防護施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態（G E）に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の放出に備えること。
- U P Z 内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- U P Z 内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気

---

<sup>13</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第二版、令和2年9月7日）」（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、環境省自然環境局総務課長）

は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。

- また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合にも、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。これが困難な場合は、(UPZ内の別の避難所ではなく、) あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難すること。

## (2) 避難先決定時の対応

- 感染リスクを避けるため、必要に応じ、UPZ外のホテルや旅館等を避難所とすることを検討すること。

## (3) 受付での対応

- 十分な間隔を確保できる広い場所に受付を設置するなど、3つの密を避けること。
- マスク着用確認及び手指消毒を実施すること。

- 健康確認【参考1】や健康点検【参考4】を実施すること。
- 健康確認【参考1】等の結果に基づき、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者はそれぞれ滞在スペースや動線を分けること。なお、濃厚接触者は可能な限り個室とし、発熱者等の感染の疑いのある者は可能な限り個室にすることが望ましい。やむを得ず、濃厚接触者同士、あるいは発熱・咳等のある者同士を同室とする場合は、十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなどの工夫をし、飛沫感染の防止に努めること。
- 家族や同一施設の入所者等、普段から行動を同一にする者がまとまって配置されるよう配慮すること。

#### (4) U P Z外の避難所内での対応

- 追加的な屋内退避の指示がなされていない場合には、定期的に換気を実施すること。

## 7. 参考

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症へ対応するためには、要する経費については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」<sup>14</sup>の活用も可能であることから、各地域の実情に沿って、原子力防災における感染症対策の当面の対応の参考とされたい。

---

<sup>14</sup> 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた原子力防災における感染症対策について」  
(令和2年8月5日 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)参事官(地域防災担当))

## 【参考1】健康確認について

- ・検温（非接触体温計を推奨。接触型の体温計を使用する場合は毎回消毒を実施）。
- ・発熱・咳等があるか、濃厚接触者であるかなど、健康状態を口頭等により確認。
- ・一時集合場所等においては、簡易的な「健康確認」に留め、可能な限り円滑に避難できるように努める。

## 【参考2】個人用防護具の例について<sup>15</sup>

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）					
以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。					
	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の応対	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用ゾーンでの応対 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの応対 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂・トイレの清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））  
 ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。  
 （例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に応対する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）  
 ※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。  
 ※4 手首を覆えるもの、使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）  
 ※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。  
 ※6 保健・医療活動は、保健師・看護師・医師が行う。  
 ※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。  
 ※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

一時集合場所、避難車両、安定ヨウ素剤の緊急配布場所等において、不特定多数の者と接する機会がある場合は、上図内の避難所受付時の応対に準じて装着すること。

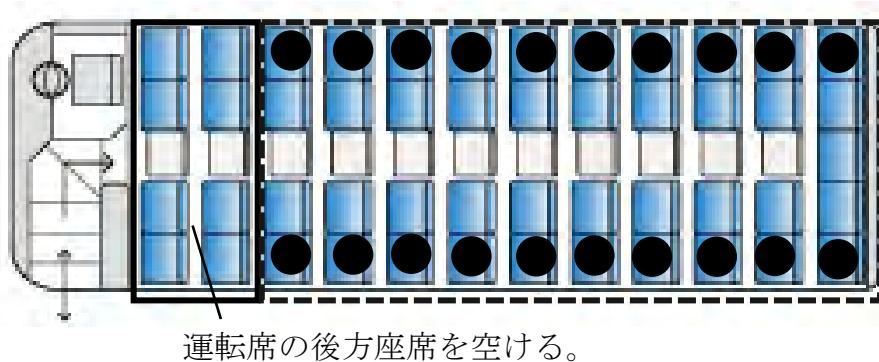
なお、防災業務関係者に必要な個人用防護具については、当面の間「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」の対象とするが、過剰な備蓄とならないよう各道府県において交付申請の際に事前に配備計画を作成する等、真に必要なものに限定すること。

<sup>15</sup> 「避難所における新型コロナウィルス感染症への対応 Q&A～自治体向け～ 第2版」(令和2年7月6日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長)別紙5

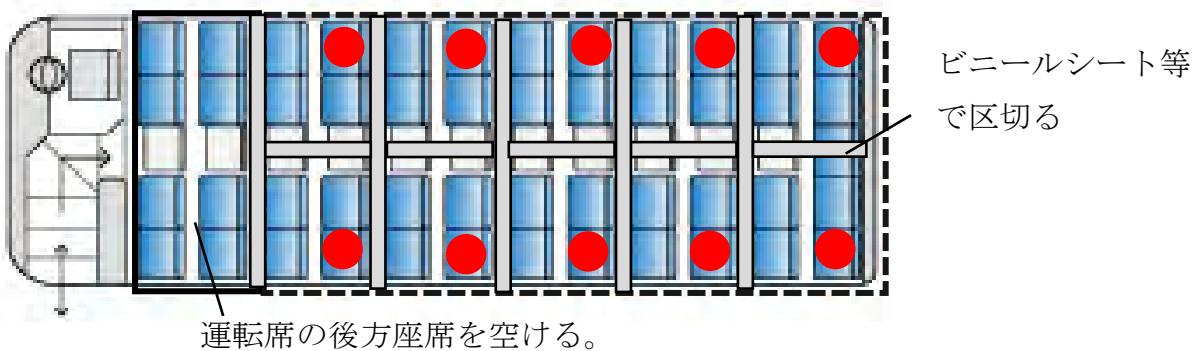
### 【参考3】バス座席レイアウト（例）について

- ・全面緊急事態（G E）以降に、バス避難する場合、十分な間隔を空け、マスクを着用し、無用な会話や密が避けられない場所での飲食は控えることを徹底すること。
- ・また、窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。
- ・避難用のバス車両が十分に手配されている場合は、以下のレイアウト（例）を参考にすること。ただし、バスの手配状況等の現場の状況により、柔軟な対応を行うこと。
- ・濃厚接触者、発熱・咳等のある者を搬送する場合は、ビニールシート等で区切ること。
- ・訓練等を活用し、平時から備えること。

●：濃厚接触者、発熱・咳等のある者 ●：それ以外の者



<濃厚接触者、発熱・咳等のある者を搬送する場合の一例>



## 【参考4】健康点検について

- ・健康チェックリスト（例）<sup>16</sup>等を用い、健康状態等の詳細確認。

別紙2 受付時 健康状態チェックリスト(例)			
●太枠の中の項目についてご記入ください。			
受付日: 令和 年 月 日			
避難所名	氏名		
チェック項目			
1 あなたは新型コロナウイルスの感染者が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ		
2 普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ		
3 呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ		
4 においや味を感じないですか？	はい・いいえ		
5 せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ		
6 全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ		
7 吐き気がありますか？	はい・いいえ		
8 下痢がありますか？	はい・いいえ		
9 からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい・いいえ		
10 目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ		
11 現在、医療機関に通院をしていますか？ (症状: )	はい・いいえ		
12 現在、服薬をしていますか？ (薬名: )	はい・いいえ		
そのほか気になる症状はありますか？	はい・いいえ		
13 ※「はい」の場合、具体的にご記入ください			
14 避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ		
避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？	はい・いいえ		
15 ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください			
16 乳幼児と一緒にですか？(妊娠中も含む)	はい・いいえ		
呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？	はい・いいえ		
17 ※「はい」の場合、具体的にご記入ください			
18 てんかんはありますか？	はい・いいえ		
(以下は、受付担当者が記入します)			
体 温	°C	受付者名	
滞在スペース・区画			
※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する			

<sup>16</sup> 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ~自治体向け~ 第2版」(令和2年7月6日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長)別紙2